

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

厚生労働省子ども家庭局長  
（ 公 印 省 略 ）

### 保育士登録の取消しに関する事務について

保育士登録に関する事務については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条、「保育士登録の円滑な実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等により実施されているところであるが、禁錮以上の刑に処せられたこと等により、法第18条の5に規定する欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務の適正化を図るため、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第26号）（以下「改正省令」という。）を公布し、本日付で別添のとおり施行したため通知する。

改正省令の改正の趣旨及び運用の際の留意事項は下記のとおりであるため、御了知の上、その運用に遺漏なきよう期するとともに、管内関係機関、管内市町村及び関係団体等に対する周知を図らねばならない。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

### 記

#### 1 本人からの届出義務の周知徹底等による保育士登録の取消し

##### （1）届出義務の周知徹底

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第6条の34により、保育士は、法第18条の5各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合、遅滞なく、登録証を添え、その旨を保育士登録を行った都道府県知事に届け出なければならないこととされている。この届出義務について、保育士登録を行う都道府県は、保育士登録を行う機会等において、周知を徹底すること。

##### （2）届出に伴う保育士登録の取消し

規則第6条の34に基づき、保育士等から欠格事由に該当する旨の届出があった場合、当該保育士の保育士登録を行った都道府県は、速やかに、当該保育士の本籍地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うことにより当該事実の確認を行った上、保育士登録の取消しを行うこと。

## 2 施設等からの報告に基づく保育士登録の取消し等

### (1) 保育士が勤務する施設及び事業所への周知徹底

都道府県は、保育士が勤務する管内の施設及び事業所（以下「施設等」という。）に対し、保育士の欠格事由及び保育士が欠格事由に該当するに至った場合の取扱いについて、周知を徹底すること。

### (2) 保育士が勤務する施設等に対する報告依頼

都道府県は、保育士が勤務する管内の施設等に対し、当該施設等に勤務する保育士が逮捕されるなど、欠格事由に該当するおそれが生じた場合において、当該保育士の氏名、住所、生年月日及び保育士登録番号その他の必要な情報の報告を求める等により、保育士が欠格事由に該当するおそれがある事案について積極的な把握に努めること。

### (3) 欠格事由の該当の有無の確認

施設等から報告を受けた都道府県は、報告の対象となった保育士、当該保育士の家族、当該保育士の勤務する施設等を運営する事業者、当該施設等の所在地の市町村等に対し、情報提供を求めるとともに、報告のあった事案の裁判の傍聴等により、その裁判等の状況の把握に努め、欠格事由に該当するおそれがあると認めた場合、改正後の規則第6条の34の2に基づく確認を行うため、適宜、当該保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うこと。この際、当該保育士の本籍地が不明な場合、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項に基づき、都道府県が当該保育士の住所地の市町村に対し、住民票の写しの交付の請求を行い、本籍地の確認を行うこと。

### (4) 保育士登録の取消し

欠格事由に該当する保育士を把握した都道府県においては、法第18条の19第1項に基づき、速やかに、保育士登録の取消しを行うとともに、規則第6条の35第1項に基づき、取消しを行った保育士に対し、理由を付し、取消しを行った旨を通知し、同条第2項に基づく保育士証の返納を求めなければならないこと。この際、当該都道府県は、欠格事由に該当するおそれがある保育士の報告を行った施設等に対し、当該保育士の保育士登録の取消しを行った旨を通知すること。

また、欠格事由に該当する保育士を把握した都道府県と当該保育士の保育士登録を行った都道府県が異なる場合、欠格事由に該当する保育士を把握した都道府県は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第20条に基づき、理由を付して、当該保育士の保育士登録先の都道府県に通知すること。この通知に基づき、保育士登録の取消しを行った都道府県は、通知した都道府県に対し、当該保育士に送付した保育士登録の取消しを行った旨の通知の写しを送付すること。

なお、保育士証の返納を行わない者については、当該者の保育士登録番号をホームページに掲載するなど、当該者が保育士と偽って保育に関する業務に従事することがないように、適切な措置を講じること。